

愛荘町本人通知制度事前登録申請書

愛荘町長

愛荘町住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度の実施に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり事前登録を申請します。

年 月 日

申請人	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人			
	フリガナ				
	氏 名	(印)	生年月日	年 月 日	
	住 所	〒			
	連絡先	[<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他]			
事前登録を希望する者	<input type="checkbox"/> 申請人に同じ				
	フリガナ				
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	住 所	〒			
	連絡先	[<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他]			
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在住民登録をしている住所				
	<input type="checkbox"/> 町外に転出する前に住民登録していた住所				
	愛荘町				
通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者		筆頭者		
	愛荘町		()		
	<input type="checkbox"/> 町外に転籍等をする前の本籍・筆頭者		筆頭者		
	愛荘町		()		

通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。

2 申請の際は、次の書類を提示し、または提出してください。

- (1) 申請人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等）
- (2) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

証明書種別	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 除票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明	<input type="checkbox"/> 戸籍謄・抄本
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄・抄本	<input type="checkbox"/> 除籍謄・抄本	<input type="checkbox"/> 戸籍附票の写し	<input type="checkbox"/> 戸籍除附票の写し

※事務処理欄

受付	法定代理人の確認	本人確認書類	名簿	住基	戸籍	備考
		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住基カードB <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()				

(裏)

愛荘町本人通知制度について

■本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、事前に登録している人に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者またはその法定代理人に『住民票の写し等交付通知書』を郵便で送付します。

■事前登録の対象者

- ①愛荘町の住民基本台帳に登録されている人(除かれた人を含む)
- ②愛荘町の戸籍および戸籍附票に記載されている人(除かれた戸籍に記載されている人を含む)
※外国へ転出した人、死亡している人、失踪宣告を受けた人は対象外とする。

■事前登録の申込

愛荘町役場 愛知川庁舎住民課、秦荘庁舎秦荘サービス室窓口で申請書を提出してください。

疾病、その他やむを得ない理由により、自ら手続きをすることができない場合は、代理人による申込みを行うことができます。

次のいずれかに該当する場合は、郵便または信書便により申込みをすることができます。

- ①疾病、その他やむを得ない理由により、自ら手続きをすることができない場合
- ②他の市区町村に居住している場合

■本人通知の対象となる証明書

- ①本籍または国籍が記載された住民票の写し…外国人住民含む
- ②本籍または国籍が記載された除かれた住民票の写し…外国人住民含む
- ③本籍または国籍が記載された住民票記載事項証明書
(本人が記載したものを町が住民基本台帳と照合し、証明したものを除く)
- ④戸籍の附票の写し
- ⑤除かれた戸籍の附票の写し
- ⑥戸籍の謄抄本(戸籍全部事項証明書、一部事項証明を含む)
- ⑦除籍(改製原戸籍含む)の謄抄本

■通知内容

- ①交付年月日
- ②交付した証明書の種別
- ③交付通数
- ④交付請求者の種別(本人の代理人または第三者の別)

■通知の対象とならないもの

- ①住民票関係では、同一世帯の人からの請求
- ②戸籍関係では、同一戸籍に記載されている人、またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属からの請求
- ③国または地方公共団体からの公用請求
- ④住民基本台帳法や戸籍法で定める裁判手続きや紛争処理手続きのための請求
- ⑤コンビニの多機能端末(マルチコピー機)・自動交付機から交付したもの

■登録事項の変更・廃止

登録期間中に住所、氏名など登録内容に変更が生じた場合や、登録を廃止したい場合は、必ず事前登録変更・廃止届出を行ってください。

■問い合わせ先

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地 愛荘町役場 住民課 戸籍住民グループ
TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117